27　次の文は、著者が一九四一年に満州（現在の中国東北部）へ派遣され、四五年の日本の降伏後にソビエト連邦軍に抑留されてのち、四九年に重労働の

　判決を受けた前後を回想したものである。これを読んで、後の問に答えよ。 〈京都大〉　二〇一四年度出題

　起訴と判決をはさむほぼふた月を、私は独房へ放置された。とだえてはぶる思郷の想いが、すがりつくような望郷の願いに変ったのはこの期間である。朝夕の食事によってかろうじて区切られた一日のくり返しのなかで、私の追憶は一挙に遡行した。望郷の、その初めの段階に私はあった。この時期には、故国から私が「恋われている」という感覚がたえまなく私にあった。事実そのようにして、私たちは多くの人に別れを告げて来たのである。そのとき以来、別離の姿勢のままで、その人たちは私たちのなかにあざやかに立ちつづけた。化石した姿のままで。

　にかえる矢があってはならぬ。おそらく私たちはそのようにして断ち切られ、放たれたはずであった。私をそのときまでささえて来た、遠心と求心とのこのバランスをうたがいはじめたとき、いわば錯誤としての望郷が、私にはじまったといっていい。弦こへかえるべきだという想いが、聞きわけのない怒りのように私にあった。

　この錯誤には、いわば故国とのあいだの〈取り引き〉がつねにともなった。私は自分の罪状がとるにたらぬものであることをしいて前提し、やがては無力で平穏な一市民として生活することを、くりかえし心に誓った。事実私が一般捕虜とともにそれまですごして来た三年の歳月は（それは私にとって、事実上の未決期間であった）、市井の片隅でひっそりといとなまれる、名もぼんような生活がいかにかけがえのないものであるかを、私に思いしらせた。しかもこの〈取り引き〉の相手は、当面の身柄の管理者であるソビエト国家ではなく、あくまで日本―─おそらくそれは、すでに存在しない、きのうまでの日本であったのであろうが―─でなければならなかったのである。

　私たちは故国と、どのようにしても結ばれていなくてはならなかった。しかもそれは、私たちの側からの希求であるとともに、〈向う側〉からの希求でなければならないと、かたく私は考えた。望郷が招く錯誤のみなもとは、そこにあった。そして私が、そのように考ええた時期は、海は二つの陸地のあいだで、ただ焦燥をたたえたままかと的な空間として私にあった。その空間をこえて「手繰られ」つつある自分を、なんとしてでも信じなければならなかったのである。

　告訴された以上、判決が行なわれるはずであった。だが、いつそれが行なわれるかについては、一切知らされなかった。独房で判決を待つあいだの不安といらだちから、かろうじて私を救ったもきが状態に近い空腹であった。私の空想は、ただ食事によって区切られていた。食事を終った瞬間に、一切の関心はすでにつぎの食事へ移っていた。そしてこの、〈つぎの食事〉への期待があるかぎり、私たちは現実に絶望することもできないのである。私はよく、食事の直前に釈放するといわれたら、なんの未練もなく独房をとび出すだろうかと、大まじめで考えたことがある。

　なん日かに一度、あたりがにわかにさわがしくなる。監視兵がいそがしく廊下を走りまわり、つぎつぎに独房のドアが開かれ、だれかの名前が呼ばれる。足おとは私のドアをそのまま通りすぎる。「このつぎだ。」私は寝台にねころがる。連れ去られた足音は、二度と同じ部屋に還ってはこない。そして、ふたたび終りのない倦怠と不安のなかで、きのうと寸分たがわぬ一日が始まる。どこかの独房で手拍子をうつ音が聞こえる。三・三・七拍子。日本人だという合図であり、それ以上の意味はなにもない。

　望郷とはつ植物の感情であろう。地におろされたのち、みずからの自由において、一歩を移ることをゆるされぬもの。海をわたることのない想念。私が陸へ近づきえぬとき、陸が、私に近づかなければならないはずであった。それが、棄民されたものへの責任である。このとき以来、私にとって、外部とはすべて移動するものであり、私はただ私へ固定されるだけのものとなった。

　四月二十九日午後、私は独房から呼び出された。それぞれドアの前に立ったのは、いずれもおなじトラックで送られ、おなじ日に起訴された顔ぶれであった。員数に達したとき、私たちは手をうしろに組まされ、私語を禁じられた。

　私たちが誘導されたのは、窓ぎわに机がひとつ、その前に三列に椅子をならべただけの、およそ法廷のユーモアにふさわしい一室であった。椅子にすわり、それが生涯の姿勢であるごとく、私たちは待った。ドアが開き、裁判長が入廷した。若い朝鮮人の通訳が一人（彼もまた起訴直前にあった）。私たちは起立した。

　初老の、実直そうなその保安大佐は、席に着くやすでに判決文を読みはじめていた。私が立った位置は最前列の中央、判決文は私の鼻先にあった。ながながと読みあげられる、すでにおなじみの罪状に、私の関心はなかった。全身を耳にして私が待ったのは、刑期である。早口に読み進む判決文がようやく終りに近づき、「罪状明白」という言葉に、重労働そして二十五年という言葉がつづいたとき、私は耳をうたがった。ロシヤ語を知らぬ背後の同僚が、私の背をつついた。「何年か」という意味である。私は首を振った。聞きちがいと思ったからである。

　それから奇妙なことが起った。読み終った判決文を、おしつけるように通訳にわたした大佐は、椅子の上に置いてあった網のようなものをわしづかみにすると、あたふたとドアを押しあけて出て行った。大佐がそのときつかんだものを、私は最初から知っていた。買物袋である。おそらくその時刻に、必需品の配給が行なわれていたのであろう。この実直そうな大佐にとって、私たち十数人に言いわたした二十五年という刑期よりも、その日の配給におくれることの方がはるかに痛切であった。ソビエト国家の官僚機構の圧倒的な部分は、自己の言動の意味をほとんど理解する力のない、このような実直で、善良な人びとでささえられているのである。

　つづいて日本語で判決が読みあげられたとき、私たちのあいだに起った混きょうこう状態は、予想もしない異様なものであった。判決を終ってり〉へ移されたとき、期せずして私たちのあいだから、悲鳴とも怒号ともつかぬ喚声がわきあがった。私は頭から汗でびっしょりになっていた。監視兵が走り寄る音が聞こえ、怒気を含んだ顔がのぞいたが、「二十五年だ」というだまってドアを閉めた。

　故国へ手繰られつつあると信じた一条のものが、この瞬間にはっきり断ちきられたと私は感じた。それは、あきらかに肉体的な感覚であった。このときから私は、およそいかなる精神的危機も、まず肉体的な苦痛によって始まることを信ずるようになった。「それは実感だ」というとき、そのもっとも重要な部分は、この肉体的な感覚に根ざしている。「手繰られている」ことを、なんとしてでも信じようとしたとき、その一条のものは観念であった。断ち切られた瞬間にそれは、ありありと感覚できる物質に変貌し、たちまち消え観念が喪失するときに限って起るこの感覚への変貌を、そののちもう一度私は経験した。観念や思想が〈肉体〉を獲得するのは、ただそれが喪失するときでしかないことの意味を、いまも私はたずねずにいる。意味が与えられるとき、その実感がうしなわれることを、いまもおそれるからである。あっというまに遠のいて行くものを、私は手招いて追う思いであった。

　四月三十日朝、私たちはラガンダ郊外の第二刑務所に徒歩で送られた。刑務所は、私たちがいた捕虜収容所と十三分所のほぼ中間の位置にあった。ふた月まえ、私が目撃したとおなじ状態で、ひとりずつ衛兵所を通って構外へ出た。白く凍てついていたはずのは、かがやくばかりの緑に変っていた。五月をあすに待ちかねた乾いた風が、吹きつつかつ匂った。そのときまで私は、ただ比喩としてしか、風を知らなかった。だがこのとき、かんぺきに私を比喩とした。このとき風は実体であり、私はただ、風がなにごとかを語るための手段にすぎなかったのである。

（石原吉郎「望郷と海」より）

注（＊）　矢筈＝矢の端の、弓の弦を受ける部分。

〈溜り〉＝捕虜を収容している空間のことをさす。

カラガンダ＝中央アジア北部、カザフスタンの地名。当時はソビエト連邦に属していた。

問１　傍線部（ア）～（オ）のひらがなを漢字に改めよ。

問２　傍線部（１）はどういう意味か、説明せよ。

問３　傍線部（２）で、監視兵はなぜそのような態度をとったのか、説明せよ。

問４　傍線部（３）はどのようなことを言っているのか、説明せよ。

◎問５　二重傍線部はどのようなことを言っているのか、説明せよ。

【解答と採点基準】

問１　（ア）＝凡庸　（イ）＝過渡　（ウ）＝飢餓　（エ）＝恐慌

　（オ）＝完璧

問２　Ａ捕囚として全く自由を奪われ、自分の意志では一歩も動くことのできない者が、ただＢ故国が自分を呼び戻してくれることを Ｃひたすら願う、望郷の想いだということ。

Ａ・Ｂ・Ｃがそろっていること。

Ａ＝３〔「捕虜となり」、「抑留され」など状況のわかる言葉が必要。〕

Ｂ＝４〔「日本が」でも可。「故郷」では不可。〕

Ｃ＝３

問３　Ａ捕虜たちが悲鳴とも怒号ともつかぬ喚き声をあげ尋常ではなく興奮していることに、監視兵が危機感と怒りをもって制圧に来たところ、Ｂ重労働二十五年の判決を受けたと聞き、その刑の重さにＣ騒ぐのも当たり前だ、と怒鳴り散らす気持ちが失せたから。

Ａ・Ｃがそろっていなければ全体０。

Ａ＝４／Ｂ＝２

Ｃ＝４〔監視兵が「同情し」などの表現があってもよいが、「そっとしておこう」などの配慮を示す表現は不可。「放っておく以外に鎮める手段はないと思ったから」などでも可。〕

問４　Ａ故国が自分を呼び戻そうとしているという想いは、抑留に耐え、生きる拠り所にしていたものだが、それがＡはっきり断ち切られたという自覚が、身体の痛みとして感じたように、Ｂ自分を精神的に支える思想や観念はＣ失われるときに起こる肉体の痛みで、それが自分にとってどれほど強いものであったかを初めて実感するということ。

Ａ＝４／Ｂ＝２〔「頭でこしらえた思想や観念」などでも可。〕

Ｃ＝４〔「拠り所を失って茫然とするのではなく、鋭い痛みの感覚として、失われた事実を思い知らされる」という意味の表現でも可。〕

問５　満州にわたる際に、Ａ故郷への想いは断ち切られ、二度と戻ることはないと覚悟したはずだったが、Ｂふた月ものあいだ独房へ放置されているうちに、帰国して一市民としての生活ができると思い始め、Ｃ自分を捨てた故国が今、自分を取り戻そうと望んでいるはずだと、根拠のない願望に支配されるようになったということ。

Ａ・Ｃがそろっていなければ全体０。Ａ＝４／Ｂ＝２

Ｃ＝４〔「自分の望郷の想いの強さは、故国が自分たちを呼び戻そうと希求している強さと固く結びついているのだと思い込む」などでも可。〕